

令和3年9月17日

町立小中学校保護者 各位

横芝光町教育委員会
(公印省略)

学習用タブレット端末等の貸し出しと活用のルールについて (お願い)

日頃より、本町の学校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

横芝光町では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に児童生徒1人1台端末を整備しましたので、学校の教育活動において本格的な運用を開始します。

今般の新型コロナウイルス感染症による臨時休業時等の緊急対応や、学校や家庭学習でも効果的に活用できるようにするため、町立小中学校の全ての子どもたちに、学習用タブレット端末 (以下、「タブレット」という) を貸し出します。

今後の円滑な運用を目指し、9月22日から段階的に家庭での接続確認 (接続テスト) を計画しています。

つきましては、今後の効果的な活用に繋げられるよう、「留意事項」と「タブレット活用のルール」をお子さんと一緒にご確認いただき、タブレットの丁寧な使用と効果的な活用へのご協力をお願いします。

なお、別紙「確認書」を記載の上、9月24日 (金) に学級担任まで提出ください。

記

【留意事項】

(1) 町から、タブレットと充電アダプターを全児童生徒に貸し出します。

学校に在籍中は自分専用のタブレットとして使います。

町からの貸与品ですので、大切に扱うよう、ご家庭でもご指導をお願いします。

卒業や転出等、お子さんの在籍期間終了時には返却いただきます。

(2) ご家庭でインターネットのできる環境を整えていただけるとお願いいたします。

通信及び機器の充電に係る経費は、ご家庭での負担となります。

※7月に実施したインターネット家庭環境調査で「ご家庭にWi-Fi環境がない」と回答された世帯などを対象に、モバイルWi-Fiルーターを貸し出しすることができます。

但し、通信に係る契約手数料や通信料は、ご家庭での負担となります。

今後、要保護・準要保護児童生徒就学援助費該当者には「オンライン学習通信費」として補助 (年間1万円程度) を実施する予定で調整しています。

(就学援助費該当者には別途案内を送付します。)

(※裏面へ)

- (3) 紛失のほか故障や破損等が発生した場合、その事由によっては、修理、または再調達に要する費用をご負担いただく場合があります。ご家庭でタブレットの紛失や破損等があった場合は、すみやかに学校へ連絡してください。
(土日祝や学校休業日を除く。)
- (4) 学習に関係のないサイトの閲覧や利用、写真・動画等の配信をすることは禁止します。使用において問題やトラブル等が発生した場合には、原因究明のためにタブレットの操作履歴を確認する場合がありますのでご了承ください。
- (5) タブレットは、原則、学校の充電保管庫で充電を行います。
土日をもたいで端末持ち帰りや、臨時休業等長期間の持ち帰りとなる場合は、付属の充電アダプターを持ち帰らせますので、自宅で充電し使用してください。学校に持ち帰る際は、授業での活用に備え、自宅において充電を済ませていただきますよう協力をお願いします。
- (6) 端末持ち帰り時の注意点として、小学校はランドセルにタブレットを入れて持ち帰ります。教科書、ノートの上に端末をはさみ、外部からの衝撃による破損を防ぎます。自宅に着いてから、タブレットを取り出すよう学校で指導します。中学校においても、スクールバックにタブレットを入れて持ち帰ります。教科書、ノートの上に端末をはさんだり、タオル等で外部からの衝撃による破損を防ぎます。



タブレット端末はルールを守り大切に使用しましょう！